

大阪港湾局表彰審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 大阪港湾局長職員表彰要綱（平成23年6月1日付け制定）に基づき、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 表彰事案の審査を行う。
- 3 表彰式を執り行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表で定める委員で組織する。

(職務権限)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、各担当課長その他関係者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会を諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	補職
委員長	大阪港湾局長
副委員長	理事
委員	総務部長
〃	企画調整担当部長
〃	業務改革担当部長
〃	営業推進室長
〃	開発調整担当部長
〃	計画整備部長
〃	利用促進担当部長
〃	事業戦略担当部長
〃	施設管理部長
〃	泉州港湾・海岸部長